

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく第一種地域
及び第二種地域

昭和 60 年 1 月 16 日
公安委員会告示第1号

改正 昭和 62 年 4 月 10 日公安委員会告示 平成 6 年 8 月 16 日公安委員会告示
第 13 号 第 20 号
平成 8 年 1 月 9 日公安委員会告示第 平成 8 年 2 月 16 日公安委員会告示
2 号 第 5 号
平成 8 年 3 月 8 日公安委員会告示第 平成 8 年 4 月 5 日公安委員会告示第
8 号 第 13 号
平成 8 年 4 月 9 日公安委員会告示第 平成 8 年 4 月 12 日公安委員会告示
14 号 第 15 号
平成 8 年 4 月 26 日公安委員会告示 平成 8 年 4 月 30 日公安委員会告示
第 18 号 第 19 号
平成 8 年 7 月 23 日公安委員会告示 平成 10 年 9 月 18 日公安委員会告示
第 30 号 第 44 号
平成 11 年 2 月 26 日公安委員会告示 平成 11 年 11 月 12 日公安委員会告
示第 48 号
平成 12 年 10 月 20 日公安委員会告示 平成 17 年 4 月 1 日公安委員会告示
示第 47 号 第 3 号
平成 17 年 5 月 10 日公安委員会告示 平成 17 年 7 月 8 日公安委員会告示
第 8 号 第 15 号
平成 17 年 11 月 11 日公安委員会告示 平成 17 年 12 月 6 日公安委員会告示
示第 19 号 第 22 号
平成 18 年 3 月 7 日公安委員会告示 平成 18 年 3 月 10 日公安委員会告示
第 6 号 第 7 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和 59 年千葉
県条例第 31 号)第3条の規定により、第一種地域及び第二種地域を次のとおりとす
る。

1 第一種地域

--	--	--

千葉市	<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(以下「条例」という。)第2条第1号イに規定する地域</u>	平成11年7月29日現在における第一種低層住居専用地域のうち緑区土気町53番から55番まで、56番1から56番6まで、57番から59番まで、60番1、60番2、61番、62番、63番1、63番2、64番から87番まで、88番1、88番2、89番、90番1から90番4まで、91番、92番1、92番2、93番から103番まで、104番1から104番3まで、105番から108番まで、109番1から109番3まで、110番から162番まで、163番1、163番2、164番から193番まで、194番1、202番2、203番、204番2合併1、204番1、220番2、220番4、220番12、220番27、220番28、221番1、221番2、222番、223番1、223番2、223番4、224番1、225番から236番まで、237番1、237番2、237番6、237番7、243番1、243番2、244番1、244番2、245番1、245番2、246番3、246番4、247番
		1、248番から256番まで、257番1、257番2、258番から262番まで、263番1、263番3、264番1、266番1、266番2、266番4、266番6、266番7、267番1、268番から270番まで、271番1、271番2、272番から276番まで、277番1から277番5まで、278番1、278番2、279番1、279番2、279番4、280番、281番、282番1、283番1、283番3、284番、285番1、285番3、288番1、288番3、288番4、288番9、288番11、288番12、289番1、290番1、290番2、291番、292番、293番1、293番2、294番1から294番4まで、296番1、296番5、296番6、1,697番1、1,697番2、1,698番、1,808番1から1,808番20まで、1,808番22、1,808番23、1,808番25から1,808番27まで、1,809番166、1,810番1から1,810番3まで、1,811番1から1,811番4まで、1,812番、1,813番1から1,813番6まで、1,814番1、1,814番2、1,815番、1,816番、1,817番1から1,817番6まで、1,818番1、1,818番2、1,819番から1,822番まで、1,823番1、1,823番2、1,824番から1,829番まで、1,831番1から1,831番7まで、1,832番から1,836番まで、1,837番1、1,837番2、1,838番から1,842番まで、1,843番1から1,843番8まで、1,844番から1,852番まで、1,853番1から1,853番6まで、1,854番から1,856番まで、1,857番1、1,857番3から1,857番16まで、1,858番1から

		1,858 番 13 まで、1,859 番 1 及び 1,859 番 2 並びに小食土町 728 番から 733 番まで、734 番 1 から 734 番 27 まで、735 番、736 番 2 から 736 番 5 まで、737 番 1 から 737 番 7 まで、737 番 9 から 737 番 16 まで、738 番 1 から 738 番 5 まで、739 番 1 から 739 番 8 まで、740 番 1 から 740 番 12 まで、741 番、742 番 1 から 742 番 97 まで、956 番、957 番、958 番 1、958 番 2、959 番 から 961 番 まで、962 番 1、962 番 2、963 番 1、963 番 2、964 番 1 から 964 番 4 まで、965 番 1、965 番 2、966 番 から 969 番 まで、970 番 1、970 番 2、971 番 1 から 971 番 6 まで、972 番 1、973 番 1、973 番 2、974 番 から 976 番 まで、977 番 1、1,169 番 1 から 1,169 番 29 まで、1,169 番 30、1,169 番 31 から 1,169 番 48 まで、1,170 番 1 から 1,170 番 27 まで、1,170 番 34、1,170 番 35、1,170 番 37 から 1,170 番 42 まで、1,170 番 43 から 1,170 番 58 まで、1,170 番 60 から 1,170 番 93 まで、1,171 番 2、1,171 番 3 及び 1,171 番 7 から 1,171 番 9 までを除く地域
		平成 11 年 7 月 29 日現在における第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
銚子市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 17 年 10 月 24 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
		平成 17 年 10 月 24 日現在における第二種住居地域のうち犬吠埼及び長崎町を除く地域
	<u>条例第2条</u> 第1号ロに規定する地域	春日町 1,076 番地、三崎町一丁目 460 番地、471 番地及び 527 番地並びに豊里台一丁目、豊里台二丁目及び豊里台三丁目の地域
市川市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 8 年 2 月 16 日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
船橋市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 8 年 3 月 28 日現在における第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域
		平成 8 年 3 月 28 日現在における住居地域のうち本中山七丁目 37 番から 55 番まで及び 96 番、海神四丁目 430 番 2、430 番 4、430 番 14、430 番 17 から 430 番 19 まで、432

		番、433 番、461 番1、461 番3、461 番5及び 461 番9、海神五丁目 480 番から 482 番まで、海神六丁目 432 番、483 番、484 番、485 番 15、485 番 19、485 番 22、485 番 23、485 番 29 から 485 番 31 まで、485 番 34 及び 485 番 37、丸山五丁目 32 番2、32 番4、33 番2から 33 番4まで及び 35 番43、馬込町 723 番、755 番、757 番、759 番4及び 760 番、二和東五丁目 114 番 13、114 番 21、114 番 22、115 番1、115 番 11、115 番 12、115 番 14 から 115 番 17 まで、115 番 38 から 115 番 43 まで、117 番5、119 番6、119 番 11、121 番7及び 121 番 21、西習志野二丁目 913 番、915 番及び 916 番、習志野台一丁目 917 番から 923 番まで、高根台七丁目 3,231 番及び 3,234 番、三咲二丁目 282 番 1、282 番3、282 番6、282 番7、283 番1、284 番6、284 番 19 から 284 番 21 まで、284 番 32 及び 286 番6、三咲五丁目 305 番2から 305 番4まで、306 番1から 306 番4 まで、306 番6、307 番2、307 番3、308 番1及び 308 番8、習志野台四丁目 685 番1から 685 番3まで、685 番5から 685 番7まで、686 番1から 686 番 17 まで及び 687 番1並びに宮本八丁目 247 番1、247 番7、249 番4、249 番5、249 番 17 から 249 番 21 まで、314 番2、316 番2及び 317 番を除く地域
館山市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年4月 17 日現在における第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
木更津市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年2月8日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
松戸市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年3月 28 日現在における第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域 平成8年3月 28 日現在における住居地域のうち松戸新田字庚申前 419 番3、420 番3から 420 番5まで、420 番7から 420 番 10 まで、420 番 12、420 番 13 及び 420 番 15 から 420 番 17 まで、字久右工門屋敷 456 番 21、456 番 22、456 番 24、456 番 25、456 番 27、456 番 30、456 番 34、456 番 35、460 番1、460 番2、460 番4及び 462 番1から 462

		番3まで並びに字上丸山 264 番2、264 番3、265 番2から 265 番6まで、265 番 15 から 265 番 17 まで、266 番 10 か ら 266 番 12 まで、266 番 14、266 番 15、269 番2、269 番 9から 269 番 11 まで、270 番6、270 番 10、270 番 11、270 番 19、370 番3及び 370 番 13 から 370 番 18 まで並びに 五香六実字一文字 19 番 19、19 番 38、19 番 41、19 番 44、 19 番 73、19 番 74、19 番 88、19 番 126、19 番 128、19 番 136、19 番 140、19 番 154、19 番 158、19 番 164、19 番 171、19 番 213、19 番 248 から 19 番 250 まで、19 番 258、 19 番 259、19 番 339、19 番 364 から 19 番 370 まで、19 番 380、19 番 381、19 番 398、19 番 399、19 番 401、19 番 428、19 番 438、19 番 450 から 19 番 453 まで、19 番 481、19 番 482、19 番 490、19 番 492、21 番 38、21 番 68、 21 番 151 から 21 番 156 まで、21 番 201、21 番 249、21 番 252、21 番 262 から 21 番 264 まで、21 番 271 及び 21 番 273 を除く地域
野田市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 17 年 2 月 22 日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
佐原市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 17 年 10 月 24 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	<u>条例第2条</u> 第1号ロに規定する地域	みずほ台一丁目、みずほ台二丁目及びみずほ台三丁目の地域
茂原市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 17 年 3 月 31 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
成田市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 17 年 10 月 24 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
佐倉市	<u>条例第2条</u> 第1	平成 10 年 12 月 11 日現在における第一種低層住居専用

	号イに規定する地域	地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
東金市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	<u>条例第2条</u> 第1号口に規定する地域	季美の森東一丁目及び季美の森東二丁目の地域並びに求名2番地、16番地、17番地、27番地、37番地及び389番地並びに道庭987番地及び1,193番地の地域
旭市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
習志野市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
柏市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成17年5月26日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
勝浦市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成17年3月31日現在における第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
市原市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年3月6日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
	<u>条例第2条</u> 第1号口に規定する地域	南岩崎字小勝山台、字新田台、字新田、字金比羅台678番、字多田良671番5から671番31まで、671番43から671番45まで、671番47及び671番48並びに字竹林587番3から587番12まで及び587番14、上高根字北柳作1,262番2、1,262番5、1,263番1、1,264番3から1,264番10まで及び1,264番13から1,264番15まで、字中台並びに字小谷1,316番、1,321番、1,336番4から1,336番15まで、1,337番3から1,337番8まで及び1,337番40、

		南岩崎字諏訪原、寺谷字吉野 21 番3、21 番5から 21 番7まで及び 21 番9から 21 番 29 まで並びに字的場1番3、1番5から1番 10 まで及び1番 12 から1番 21 まで、西国吉字吉野、字新林、字赤坂 1,684 番、字台 1,666 番8から 1,666 番 11 まで及び 1,666 番 13 から 1,666 番 22 まで、字平田山 1,643 番から 1,645 番まで、字旧吉野 1,719 番及び 1,720 番、字庚申山並びに字永井 993 番、鶴舞字北富士台 1,053 番から 1,055 番まで及び 1,060 番並びに字西富岡 958 番及び 959 番並びに石川字小閑谷 304 番、306 番、336 番から 341 番まで、353 番1、355 番1から 355 番 5 まで、356 番1及び 356 番9から 356 番 14 まで、字岡田 484 番から 486 番まで、字古宿 445 番から 448 番まで、453 番、455 番、459 番、463 番から 467 番まで、474 番から 476 番まで及び 480 番並びに字小山 524 番から 527 番までの地域
流山市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 17 年5月 26 日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
八千代市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 12 年6月 1 日現在における第一種低層住居専用地域のうち大和田新田字八幡後 1,098 番1、1,098 番2、1,098 番5から 1,098 番 10 まで、1,098 番 22、1,098 番 23、1,098 番 33、1,099 番2及び 1,099 番3、字仲木戸前 1,140 番1、1,141 番、1,142 番、1,143 番1、1,143 番2、1,143 番 4、1,143 番8、1,143 番9、1,143 番 13、1,143 番 15 から 1,143 番 23 まで、1,143 番 25、1,143 番 28、1,143 番 29、1,143 番 33、1,143 番 34、1,143 番 36 から 1,143 番 39 まで、1,143 番 42、1,144 番1、1,145 番1、1,145 番2、1,146 番1から 1,146 番 13 まで、1,147 番1から 1,147 番3まで、1,148 番1、1,148 番2、1,149 番1から 1,149 番5まで、1,149 番7、1,150 番1、1,150 番 13、1,150 番 15、1,150 番 17、1,150 番 19、1,150 番 26、1,150 番 31、1,154 番3、1,154 番5、1,154 番 33、1,154 番 42、1,155 番1、1,155 番2、1,156 番1から 1,156 番5まで、1,157 番1から 1,157 番6まで、1,158 番1から 1,158 番4まで、1,159 番1、1,159 番2、

	<p>1,160 番1から 1,160 番4まで、1,161 番1から 1,161 番3まで、1,162 番1から 1,162 番3まで、1,163 番1から 1,163 番6まで、1,164 番1から 1,164 番 52まで、1,164 番 55、1,164 番 56、1,164 番 58から 1,164 番 76まで及び 1,168 番、字石龜台 1,169 番1から 1,169 番 36まで、1,170 番、1,171 番1から 1,171 番 13まで、1,172 番1から 1,172 番3まで、1,173 番、1,174 番1から 1,174 番 12まで、1,174 番 14、1,174 番 15、1,175 番1から 1,175 番 13まで、1,176 番1から 1,176 番 21まで、1,177 番1から 1,177 番8まで、1,178 番1から 1,178 番5まで、1,179 番1から 1,179 番3まで、1,180 番1から 1,180 番8まで及び 1,181 番1から 1,181 番3まで、字坪井向 1,182 番1、1,184 番1、1,184 番3、1,185 番1、1,185 番2、1,186 番、1,187 番、1,188 番、1,189 番、1,190 番、1,191 番1から 1,191 番 13まで、1,194 番から 1,204 番まで、1,205 番1、1,205 番2、1,206 番1、1,206 番2、1,207 番1から 1,207 番3まで、1,208 番1、1,208 番2、1,209 番1、1,209 番2、1,211 番、1,212 番1、1,212 番2、1,213 番1から 1,213 番 19まで、1,214 番、1,215 番1から 1,215 番3まで、1,216 番1、1,216 番2、1,217 番1、1,217 番2、1,218 番、1,219 番、1,220 番1、1,220 番2、1,221 番1、1,221 番2、1,222 番及び 1,223 番、字八王寺台 1,224 番1、1,224 番3から 1,224 番6まで、1,225 番1から 1,225 番6まで、1,226 番、1,227 番1、1,227 番2、1,228 番1から 1,228 番 102まで、1,229 番1から 1,229 番 47まで、1,229 番 51、1,229 番 56から 1,229 番 90まで、1,230 番1から 1,230 番 25まで及び 1,231 番1から 1,231 番8まで並びに字庚申山 1,232 番1から 1,232 番9まで、1,233 番1から 1,233 番3まで、1,235 番2、1,236 番から 1,245 番まで、1,246 番1から 1,246 番4まで、1,247 番1から 1,247 番 11まで、1,248 番1、1,248 番2、1,250 番1から 1,250 番8まで、1,251 番1から 1,251 番5まで、1,252 番から 1,263 番まで、1,264 番1、1,264 番2、1,265 番、1,266 番1、1,267 番1、1,267 番2、1,268 番、1,269 番1、1,269 番2、1,270 番、1,271 番、1,272 番1、1,272 番2、1,273 番、1,274 番1、1,274 番3、1,274 番4、1,275 番、1,276 番1、1,276 番2、1,277 番1、1,277 番2、1,278 番、1,279 番1、1,279 番2、</p>
--	---

	<p>1,280 番、1,281 番1、1,281 番2、1,282 番、1,283 番1、 1,283 番2、1,284 番1から1,284 番5まで及び1,285 番並 びに吉橋字西内野 1,847 番1、1,847 番2、1,848 番、1,849 番、1,849 番2、1,851 番、1,852 番1から1,852 番3まで、 1,853 番、1,854 番1、1,855 番から1,859 番まで及び1,860 番1から1,860 番3まで、字石神 1,861 番1から1,861 番3 まで、1,862 番1から1,862 番3まで、1,863 番1から1,863 番4まで、1,864 番1から1,864 番5まで、1,865 番1から 1,865 番3まで、1,866 番1、1,866 番2、1,866 番4、1,866 番5、1,866 番7、1,867 番1から1,867 番4まで、1,868 番 1、1,868 番2、1,869 番1、1,869 番2、1,870 番1、1,870 番 2、1,871 番1から1,871 番3まで、1,872 番1から1,872 番 3まで、1,873 番、1,874 番、1,875 番1から1,875 番3まで、 1,875 番5、1,875 番6、1,876 番1、1,876 番3、1,876 番4、 1,877 番、1,878 番1、1,878 番2、1,879 番1から1,879 番4 まで、1,880 番、1,881 番1、1,881 番2、1,882 番1から 1,882 番4まで、1,883 番、1,884 番、1,885 番1、1,885 番2、 1,886 番1から1,886 番3まで、1,887 番1、1,887 番2、 1,887 番5、1,888 番から1,892 番まで、1,893 番1、1,893 番2、1,894 番、1,895 番1から1,895 番3まで、1,896 番、 1,897 番1から1,897 番3まで、1,898 番から1,910 番まで、 1,911 番11、1,912 番、1,913 番、1,914 番1、1,914 番2、 1,915 番から1,917 番まで、1,918 番1、1,918 番2、1,919 番から1,924 番まで、1,925 番1、1,925 番2、1,926 番1、 1,926 番2、1,927 番、1,928 番、1,929 番1、1,929 番2及び 1,930 番、字西芝山 2,299 番2、2,300 番、2,301 番4、2,301 番7、2,302 番1、2,302 番2、2,303 番1から2,303 番6ま で、2,303 番8、2,303 番9、 2,304 番、2,305 番、2,306 番1、2,306 番2、2,307 番、2,308 番1、2,308 番2、2,309 番、2,310 番1から2,310 番3まで、 2,311 番1、2,311 番2、2,312 番から2,317 番まで、2,318 番1、2,318 番2、2,319 番から2,326 番まで、2,327 番1、 2,327 番2、2,328 番、2,329 番1、2,329 番2、2,330 番1か ら2,330 番3まで、2,331 番、2,333 番から2,336 番まで、 2,337 番1、2,337 番2、2,338 番1、2,338 番2、2,339 番、 2,340 番、2,342 番、2,345 番から2,349 番まで、2,350 番1、</p>
--	--

	<p>2,350 番2、2,351 番、2,352 番、2,353 番1から 2,353 番 10まで、2,354 番1、2,354 番2、2,355 番1、2,355 番2、2,356 番1から 2,356 番4まで、2,357 番、2,358 番1、2,358 番3、2,359 番、2,360 番、2,361 番1、2,361 番2、2,362 番1から 2,362 番 30まで、2,363 番1、2,363 番3から 2,363 番7まで、2,363 番9、2,363 番 10、2,363 番 12から 2,363 番 33まで、2,363 番 35から 2,363 番 52まで、2,364 番、2,365 番1から 2,365 番 101まで、2,365 番 103から 2,365 番 136まで、2,366 番1から 2,366 番3まで、2,367 番、2,368 番、2,369 番1から 2,369 番3まで、2,370 番1から 2,370 番5まで、2,371 番1から 2,371 番3まで、2,372 番1から 2,372 番3まで、2,374 番1から 2,374 番6まで、2,375 番及び 2,376 番1から 2,376 番6まで、字新山 2,377 番から 2,379 番まで、2,381 番から 2,383 番まで、2,384 番1、2,384 番2、2,385 番1から 2,385 番3まで、2,386 番1から 2,386 番3まで、2,387 番1から 2,387 番 61まで、2,388 番1から 2,388 番4まで、2,389 番1、2,389 番2、2,392 番、2,394 番1及び 2,396 番、字東向 2,701 番1、2,701 番2、2,702 番、2,703 番1から 2,703 番3まで、2,704 番1から 2,704 番3まで、2,705 番1から 2,705 番3まで、2,706 番1、2,706 番2、2,707 番1及び 2,707 番2、字前畠 2,711 番1、2,711 番2、2,711 番4、2,712 番から 2,715 番まで、2,717 番、2,718 番、2,720 番から 2,724 番まで、2,725 番1、2,725 番2、2,726 番1、2,726 番2、2,727 番1、2,728 番1、2,729 番1、2,729 番2及び 2,732 番、字宮ノ下 3,039 番1及び 3,039 番2、字宮ノ前 3,072 番、3,073 番1から 3,073 番3まで、3,074 番から 3,076 番まで、3,077 番1、3,077 番2、3,078 番、3,079 番、3,080 番1から 3,080 番4まで、3,081 番、3,082 番、3,084 番、3,085 番、3,086 番1、3,086 番3、3,087 番、3,088 番1から 3,088 番4まで、3,090 番、3,091 番、3,092 番1から 3,092 番3まで、3,093 番、3,094 番、3,095 番1、3,095 番2、3,096 番から 3,098 番まで、3,099 番1及び 3,099 番2並びに字八王子 3,100 番、3,101 番2、3,102 番、3,103 番1から 3,103 番5まで、3,104 番、3,105 番1、3,105 番2、3,106 番1、3,106 番2、3,107 番1から 3,107 番3まで、3,108 番1、3,108 番2、3,109 番、3,110 番、3,111 番1、</p>
--	---

		3,111 番2、3,112 番1から 3,112 番4まで、3,113 番、3,114 番1、3,114 番2、3,115 番1から 3,115 番3まで、3,116 番から 3,121 番まで、3,122 番1、3,122 番2、3,123 番1から 3,123 番3まで、3,124 番1から 3,124 番3まで、3,125 番1、3,125 番2、3,126 番1、3,126 番2、3,127 番1から 3,127 番4まで、3,128 番1から 3,128 番6まで及び 3,129 番1から 3,129 番4を除く地域
		平成 12 年5月 12 日現在における第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
我孫子市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成 17 年5月 26 日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
鎌ヶ谷市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年2月 16 日現在における第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域 平成8年2月 16 日現在における住居地域のうち道野辺420 番1、420 番6、421 番、422 番1及び 423 番、くぬぎ山五丁目9番 126、9番 143、9番 201、9番 211 から9番 219まで、9番 234、9番 237、9番 238、9番 274、9番 275、9番 277、13 番 78、13 番 102、13 番 103、13 番 113、13 番 114、13 番 116 から 13 番 118 まで、13 番 135 から 13 番 137 まで及び 18 番 37 並びに串崎新田 229 番 4 及び 229 番 8 から 229 番 17 までを除く地域
君津市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年2月8日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
富津市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年2月8日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
浦安市	<u>条例第2条</u> 第1号イに規定する地域	平成8年2月 16 日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域

四街道市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成10年12月14日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
袖ヶ浦市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年4月17日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
八街市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第二種住居専用地域及び住居地域
印西市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
富里市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	条例第2条 第1号口に規定する地域	七栄25番地、26番地及び35番地から37番地まで、新橋711番地、713番地、760番地、763番地、767番地、772番地及び847番地並びに根木名787番地、814番地、816番地、819番地、823番地、828番地、834番地、839番地及び1,023番地から1,058番地までの地域
匝瑳市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
いすみ市	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年3月31日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
印旛郡 酒々井町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
印旛郡 印旛村	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域

印旛郡 白井町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
印旛郡 本埜村	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成8年1月17日現在における第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域
印旛郡 栄町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
	条例第2条 第1号ロに規定する地域	南ヶ丘一丁目及び南ヶ丘二丁目の地域
香取郡 下総町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種住居地域
香取郡 大栄町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域
香取郡 小見川町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
香取郡 多古町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
香取郡 東庄町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年10月24日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
匝瑳郡 光町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
山武郡 大網白里町	条例第2条 第1号イに規定する地域	平成17年9月1日現在における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	条例第2条 第1	季美の森南一丁目、季美の森南二丁目、季美の森南三

	号口に規定する地域	丁目、季美の森南四丁目及び季美の森南五丁目の地域
山武郡 九十九 里町	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年9月1日現在における第一種中高層住居専用 地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
山武郡 成東町	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年9月1日現在における第一種低層住居専用地 域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び 準住居地域
	条例第2条 第1 号口に規定する 地域	成東 2,620 番地、2,626 番地、2,647 番地、2,661 番地、 2,662 番地、2,677 番地、2,680 番地、2,706 番地、2,710 番 地、2,725 番地、2,733 番地、2,742 番地、2,788 番地、2,810 番地、2,819 番地、2,826 番地、2,935 番地、2,955 番地、 2,973 番地、2,975 番地及び 2,979 番地から 2,981 番地ま での地域
山武郡 山武町	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年9月1日現在における第一種低層住居専用地 域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用 地域及び第一種住居地域
山武郡 松尾町	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年9月1日現在における第一種中高層住居専用 地域、第一種住居地域及び準住居地域
山武郡 横芝町	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年9月1日現在における第一種中高層住居専用 地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及 び第二種住居地域
山武郡 芝山町	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年9月1日現在における第一種住居地域
長生郡 一宮町	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年3月 31 日現在における第一種中高層住居専用 地域及び第一種住居地域
長生郡 長生村	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年3月 31 日現在における第一種中高層住居専用 地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地 域
長生郡 白子町	条例第2条 第1 号イに規定する 地域	平成 17 年3月 31 日現在における第一種住居地域、第二 種住居地域及び準住居地域

地域	
夷隅郡 御宿町 条例第2条 第1号 イに規定する 地域	平成17年3月31日現在における第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

備考

1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」及び「準住居地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。

2 「第一種住居専用地域」、「第二種住居専用地域」及び「住居地域」とは、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)による改正前の都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域をいう。

2 第二種地域

千葉市	平成6年3月31日現在における商業地域のうち中央区登戸一丁目、登戸三丁目、登戸四丁目、新宿一丁目、問屋町、千葉港、長洲一丁目1番、4番から19番まで、21番、22番、24番から30番まで、33番及び34番、市場町1番及び2番並びに中央四丁目10番、11番及び13番から15番まで、美浜区真砂三丁目、真砂四丁目、磯辺五丁目、磯辺六丁目、稲毛海岸四丁目1番22、1番23、1番25、1番99から1番371まで、1番421、1番423、1番426から1番429まで、1番431から1番437まで、1番439、1番440、1番446から1番457まで及び1番513から1番516まで並びに高洲四丁目並びに緑区鎌取町、有吉町、茂呂町、大椎町及び小食土町を除く地域
銚子市	平成17年10月24日現在における商業地域
市川市	平成5年11月25日現在における商業地域のうち鬼高一丁目を除く地域
船橋市	平成6年3月31日現在における商業地域
館山市	平成8年4月17日現在における商業地域

木更津市	平成6年3月 31 日現在における商業地域
松戸市	平成5年 11 月 25 日現在における商業地域のうち新松戸四丁目 14 番から 31 番までを除く地域
野田市	平成 17 年 2 月 22 日現在における商業地域
佐原市	平成 17 年 10 月 24 日現在における商業地域
茂原市	平成 17 年 3 月 31 日現在における商業地域
成田市	平成 17 年 10 月 24 日現在における商業地域
佐倉市	平成6年3月 31 日現在における商業地域のうち上座を除く地域
東金市	平成 17 年 9 月 1 日現在における商業地域
旭市	平成 17 年 9 月 1 日現在における商業地域
習志野市	平成6年3月 31 日現在における商業地域
柏市	平成 17 年 5 月 26 日現在における商業地域
勝浦市	平成 17 年 3 月 31 日現在における商業地域
市原市	平成6年3月 31 日現在における商業地域のうち草刈、五井字南下町 2,730 番1、2,731 番1、2,731 番2、2,732 番1、2,733 番1から 2,733 番6まで、2,733 番8から 2,733 番 10 まで、2,735 番1、2,782 番から 2,785 番まで、2,792 番1から 2,792 番3まで、2,793 番、2,794 番1から 2,794 番3まで、2,795 番及び 2,796 番1から 2,796 番4まで並びに字三反町 1,544 番1、1,544 番2、1,545 番1、1,545 番2、1,546 番1、1,546 番3から 1,546 番6まで、1,549 番1、1,550 番1、1,551 番1、1,552 番から 1,555 番まで、1,569 番、1,570 番1、1,570 番2及び 1,571 番1並びに出津字三反町 480 番1から 480 番3までを除く地域
流山市	平成 17 年 5 月 26 日現在における商業地域
八千代市	平成6年3月 31 日現在における商業地域のうち大和田新田、吉橋、ゆりのき台三丁目を除く地域
我孫子市	平成 17 年 5 月 26 日現在における商業地域
鎌ヶ谷市	平成6年3月 31 日現在における商業地域
君津市	平成6年3月 31 日現在における商業地域
富津市	平成6年3月 31 日現在における商業地域
浦安市	平成6年3月 31 日現在における商業地域
四街道市	平成6年3月 31 日現在における商業地域
袖ヶ浦市	平成8年4月 17 日現在における商業地域

八街市	平成6年3月 31 日現在における商業地域
印西市	平成8年4月 16 日現在における商業地域
匝瑳市	平成 17 年9月1日現在における商業地域
いすみ市	平成 17 年3月 31 日現在における商業地域
香取郡小見川町	平成 17 年10 月 24 日現在における商業地域
山武郡大網白里町	平成 17 年9月1日現在における商業地域
長生郡白子町	平成 17 年3月 31 日現在における商業地域
夷隅郡御宿町	平成 17 年3月 31 日現在における商業地域
備考 「商業地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。	